

岩倉市公共下水道ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号。以下「条例」という。）第3条第5号に規定する排水設備の一つであるディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理の確保を図るため、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ゴミを破砕し、これを排水処理装置で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会の定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（以下「性能基準(案)」という。）に基づき同協会の製品認証を受けたもののうち、機械処理タイプ(ディスポーザからの排水を排水処理装置によって固形物と液体とに分離し、液体のみを公共下水道へ排除し、固形物は別途廃棄する方法のディスポーザ排水処理システムをいう。)をいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第6条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムの使用及び維持管理を行う者をいう。
- (4) メーカー システムについて、性能基準(案)に適合すると評価を受けた機器を製造する者をいう。
- (5) 販売店 システムを販売する者をいう。

(書類の添付)

第3条 申請者は、岩倉市下水道条例施行規則（平成6年岩倉市規則第3号）第4条に規定する書類のほか、ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に、別表に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(維持管理に関する指導)

第4条 市長は、条例第6条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) システムについて、申請書の添付書類に基づき適切な使用と維持管理を行うこと。

(2) システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保管すること。

(3) システムの使用及び維持管理に関して、市長が行う指導に協力すること。

2 市長は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するために必要があると認めるときは、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求め、又は立入検査等の措置を講ずることができる。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者に対し、システムの使用及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

(申請者及び使用者の地位の承継)

第5条 申請者及び使用者は、システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、第4条第1項各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカー及び販売店に対する指導)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときには、メーカー及び販売店に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

(1) システムの販売にあたり、申請者又は使用者に対し、第4条第1項各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めること。

(2) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ディスポーザ排水処理システム設置に関する提出書類

1 一般事項に関する書類
① 認定書又は適合評価書の写し
② 設置場所案内図
③ 排水設備設計図
2 設置設備の仕様書及び承認図
① ディスポーザ部
② 排水処理部
③ 排水処理部の処理能力算定根拠
3 維持管理計画書
① 維持管理計画
② 処理水質基準
③ 維持管理要領（点検項目及び頻度）
4 その他
① 誓約書
② 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確約書